

勧告に基づき引き上げた場合の試算

令和6年度特別区人事委員会勧告の内容を踏まえ、以下のとおり改定を行う。

(1) 月例給与

勧告では初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の上上げとされたことから、職責の重い部長級（一般職の6級）の最高号給の上上げ率を適用し、0.78%引き上げる。

(2) 期末手当

勧告の上上げ率と同率（4.65月→4.85月（4.30%の増））で計算し、0.15月引き上げる。

（3.60月×1.043÷3.75月）

※現行3.60月⇒3.75月

(3) 現行と引き上げた場合との額・順位比較（令和7年1月1日現在）

（単位：円）

	現 行				引き上げ後 （他区の改定（予定）分も反映）			
	月額	月額順位	年収	年収順位	月額	月額順位	年収	年収順位※
区長	1,155,000	8位	22,151,052	9位	1,164,000	8位	22,601,970	10位
副区長	926,000	7位	17,759,198	12位	933,000	8位	18,116,527	13位
教育長	827,000	11位	15,860,536	11位	833,000	11位	16,174,777	14位
議長	933,000	4位	16,066,260	12位	940,000	4位	16,391,250	13位
副議長	792,000	8位	13,638,240	14位	798,000	8位	13,915,125	15位
委員長	657,000	13位	11,313,540	16位	662,000	14位	11,543,625	17位
副委員長	636,000	7位	10,951,920	16位	641,000	7位	11,177,437	15位
議員	613,000	11位	10,555,860	15位	618,000	11位	10,776,375	15位

※検討中の区は改定前の数値で算出

【参考】算出方法

区長、副区長、教育長	
給与	期末手当
（月額＋地域手当）×12月 ※地域手当＝月額×12%	（月額＋地域手当＋職務加算＋監督者加算）×支給月数 ※地域手当＝月額×12%、職務加算＝（月額＋地域手当）×20%、 監督者加算＝月額×25%

議長、副議長、委員長、副委員長、議員	
給与	期末手当
月額×12月	（月額＋職務加算）×支給月数 ※職務加算＝月額×45%